

東京都感染症予防計画改定の概要

計画改定のポイント

「東京都感染症予防計画」改定（平成30年3月）

基本的な考え方

- 感染症の予防など事前対応型の取組を重視しつつ、発生時には迅速・的確に対応する体制確立
- 感染症患者（感染症に罹患したことが疑われる患者を含む）の人権の尊重

東京の特性を踏まえた取組

海外との往来が活発な大都市の特性を踏まえた取組の推進

【ポイント】

- 感染症の早期探知
 - ・医療機関が迅速に感染症の届出を行えるよう、国内で発生がまれな感染症を含め、届出に必要な情報を周知
- 国際化への対応
 - ・検疫所等と連携した渡航者、入国者等への注意喚起
 - ・外国語での感染症情報の提供
 - ・感染症発生時に保健所が患者等に対し行う疫学調査や保健指導の多言語対応

脅威となる感染症への備え

近年の感染症の発生動向を踏まえ、感染症への備えを強化

【ポイント】

- 一類感染症、蚊媒介感染症等を新たに「特に総合的に予防施策を推進すべき感染症」に追加
 - ・都として、改めて計画に位置付け、疾患の特性に応じた対策を実施
- 感染症医療提供体制の確保
 - ・エボラ出血熱などに対応可能な感染症指定医療機関の確保、研修や感染症情報の提供などによる医療機関の対応力向上支援

取組の基盤づくり

連携体制、人材育成など、対策の取組を支える基盤の充実

【ポイント】

- 関係機関との連携協力
 - ・検疫所、感染症指定医療機関、消防機関等、関係機関との定期的な情報共有や訓練などを通じた連携強化
- 人材育成
 - ・海外派遣研修などを通じた海外の感染症に精通した人材の育成
- 正確な知識の普及啓発
 - ・職域や学校など、関係団体と連携した啓発

計画の構成

《計画改定の趣旨》

国際都市であり国内外からの観光客の増加も見込まれる東京の特性を踏まえ、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、デング熱など近年の感染症の発生動向や感染症法の改正等の動きに的確に対応し、危機管理体制の強化等を図る。

第一章 基本的な考え方

第1 対策に当たっての基本方針

第2 関係機関の役割及び都民や医師等の責務

- **総合的な予防対策・健康危機管理体制の確立**
 - ・感染症の予防など事前対応型の取組を重視しつつ、発生時には迅速・的確に対応する体制
- **人権の尊重**
 - ・感染症患者（感染症に罹患したことが疑われる患者を含む）の人権の尊重
- **関係機関・都民等それぞれの役割・責務**
 - ・保健所、医師等の医療従事者、獣医師等の獣医療関係者、都民等の担うべき責務

第二章 各論

(予防・まん延防止)

第1 発生前及び発生時の対策

- **早期発見のための取組・予防のための啓発等**
 - ・感染症発生届の確実な実施等による発生の探知、予防接種などの対策の重要性の啓発
- **発生時における迅速な対応・まん延防止**
 - ・動物・食品・環境部門との連携、国、区市等との連携を密にした迅速な対処

(医療提供)

第2 医療提供体制の整備

- **感染症患者への医療の提供**
 - ・患者の人権にも配慮した、良質かつ適切な感染症医療を提供する体制の確保
- **感染症指定医療機関を核とした医療提供体制の整備**
 - ・エボラ出血熱、MERS等に対応可能な指定医療機関の確保、一般医療機関の対応支援

(取組の基盤)

第3 国・他縣市及び関係機関との連携協力の推進

第4 調査研究の推進及び人材の育成

第5 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供

- **検疫所等との連携、近隣自治体との連絡体制確保**
 - ・海外からの感染症侵入を見据え、検疫所や近隣自治体等との連携を強化
- **感染症危機管理に資する調査研究・人材育成の推進**
 - ・感染症対策を支える調査研究、危機管理を担う人材の育成
- **学校、職域などを通じた普及啓発、積極的な情報提供**
 - ・各種関係団体等と連携した普及啓発の推進、個人情報に配慮しつつ必要な情報提供を実施

(その他の施策)

第6 特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策

第7 その他の施策

- **近年の感染症の発生動向等を踏まえ、疾患の特性に応じた対策を推進**
 - ・新型インフルエンザ、結核、HIV/エイズ、性感染症、一類感染症、蚊媒介感染症、麻しん・風しん
- **「災害時の対応」「外国人への対応」の充実強化**
 - ・災害時の経験を踏まえた啓発、訪日外国人への多言語での情報提供等